

補助対象となる検査について

1. 補助対象となる検査の例

次に掲げる検査その他これらに準ずる検査であって、医療機関または健診機関において、疾病の予防または健康の保持増進を目的として実施されるものが補助対象となります。

(医療機関等により検査名称やコース名“〇〇ドック”等の表記は異なりますが、一般的なものを参考として、以下に例示します。)

(1) 検体検査

- 血液検査（血算、生化学検査、血糖、脂質、腫瘍マーカー検査 等）
- 尿検査
- 便検査（便潜血検査等）
- 唾液を用いた医学的検査（歯周病関連検査等）等

(2) 生理機能検査

- 心電図検査
- 呼吸機能検査
- 超音波ドプラ検査
- 動脈硬化関連検査（ABI、PWV 等）等

(3) 画像検査（例：各種〇〇ドック“脳ドック・肺ドック”等を含む）

- X線検査
- 超音波検査（腹部、乳腺、甲状腺、心臓 等）
- CT検査
- MRI検査
- PETまたはPET-CT検査 等

(4) 内視鏡検査

- 胃内視鏡検査（胃カメラ）
- 大腸内視鏡検査（大腸カメラ）
- その他の内視鏡検査

(5) 婦人科検診・女性特有の検査

- 子宮頸がん検診
- 子宮体がん検診
- 乳がん検診（マンモグラフィ、乳腺超音波）
- 婦人科超音波検査（経膈エコー）等

(6) 問診・診察・身体計測（一般的な健康診断項目）

- 問診、医師による診察
- 身長、体重、BMI、腹囲
- 血圧、脈拍 等

(7) その他の医学的検査

- 骨密度検査
- 睡眠時無呼吸症候群検査
- 認知機能検査
- 生活習慣病関連検査
- 医師の医学的判断に基づき実施される各種検査 等

2. 補助対象とならない検査の例

次に掲げる検査は、疾病の予防または健康の保持増進を主たる目的としないことから、補助対象となりません。

- 美容・外見改善または施術実施を主目的とする検査
- 特定の施術、商品購入、契約、プログラム参加を前提とする検査
- 医療機関または健診機関以外で完結する検査
- 医師の医学的判断を伴わない測定・判定
- 性格、嗜好、能力、適性等の分析を目的とする検査
- 医学的妥当性が一般に確立していない検査
- 医療目的でない遺伝子・体質・解析系検査
- 宗教的、精神的、スピリチュアル要素を主目的とする検査

上記1および2のいずれにも該当しない検査については、当該検査の目的および内容を勘案し、当健保組合が個別に判断します。